

知っていますか？ とってもお得な 介護保険 住宅改修助成制度

1 給付対象者

要介護または要支援認定を受けている被保険者

2 支給限度基準額

要介護状態区分（要介護・要支援）に関わらず **20 万円**

3 給付額

実際に住宅改修にかかった費用のうち保険給付率（原則、90/100）を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）

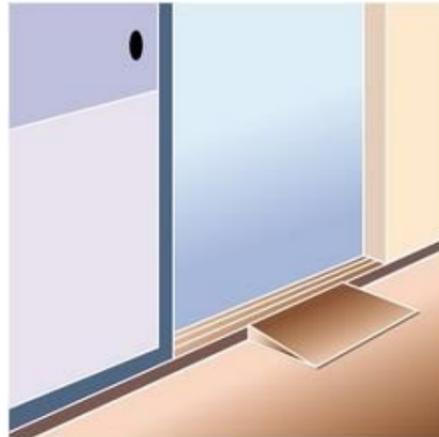
（例）20 万円（改修費用）×0.9（保険給付率）= **18 万円**

（施工例）

手摺の取付け



段差解消



さらに 大切な人の為に 転ぶ前に設置してあげましょう。

住宅改修助成・貸付制度や 県の人生 80 年いきいき住宅助成事業

（助成対象限度額 **100 万円**）などが 使える場合がありますので

まずは **ご相談下さい。**

快適 リフォーム ショップ

ISAGAWA

神戸市東灘区森南町1丁目8番9号サントラピーヌ1F

TEL 078-413-9800 Fax 078-413-9801

Email isagawa@isagawa.co.jp

URL <http://www.isagawa.co.jp>

住宅改修の種類

1 手すりの取付け

通路等に移動の際 転倒予防を目的として設置するものです。

2 段差の解消

各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消する等

（具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等）

3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材

のすべりくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等

4 引き戸等への扉の取り替え

開き戸を引き戸、折れ戸アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の

取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

5 洋式便器等への便器の取り替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事が想定されます。

6 1 から 5 の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

手すりの取付けのための壁の下地補強、浴室の床等の段差解消（床のかさ上げ等）

に伴う給排水設備工事、床材の変更のための下地の補強や根太の補強、通路面の

路盤の整備、扉の取替えによる壁又は柱の改修、便器の取替えによる床材の変更や

給排水設備工事など